

「令和6年度第1回熊本市大規模小売店舗立地協議会」議事録（要旨）

I 日 時 令和6年5月1日（水）15：00～：15：45

II 場 所 熊本市役所議会棟2階 議運・理事会室

III 委員名簿 別添会議資料のとおり

IV 事務局 熊本市 経済観光局 産業部 商業金融課

V 次 第

1 開会

2 議事

（協議事項）

「（仮称）スーパーキッド植木店」の新設届出に対する本市の意見（案）

「ドラッグコスモス龍田弓削店」の新設届出に対する本市の意見（案）

3 閉会

VI 協議結果概要

事務局より届出概要、学識経験者・関係各課からの意見・要望事項の提出状況、市意見案と考え方について説明し、協議を行った。

（協議事項）

「（仮称）スーパーキッド植木店」の新設届出に対する本市の意見（案）

〔事務局説明〕

- 大規模小売店舗立地法の目的及び配慮すべき指針を勘案した結果、届出に対する市の意見はなし。
- ただし、学識経験者・関係各課の指摘内容に対する設置者の対応を踏まえ、以下4点の留意事項を付記。
 - (1) 交通渋滞等周辺道路に影響を及ぼす状況が生じた場合には、速やかに関係機関と協議の上、必要な対策を講じること。
 - (2) 騒音により近隣の生活環境が損なわれないよう配慮するとともに、近隣の住民から苦情があった場合には、速やかに関係機関と協議を行い、必要な対策を講じること。
 - (3) 緑化実施に当たっては、芝生やフェンス緑化だけでなく、可能な限り樹木（高木・中木・低木）を植栽すること。

(4) 駐輪場について、開店後の状況をみながら、安全上問題が生じた場合は、速やかに関係機関と協議の上、駐輪場周辺の駐車場も含めた配置の見直し等の検討を行うこと。

「ドラッグコスモス龍田弓削店」の新設届出に対する本市の意見（案）

〔事務局説明〕

- 大規模小売店舗立地法の目的及び配慮すべき指針を勘案した結果、届出に対する市の意見はなし。
- ただし、学識経験者・関係各課の指摘内容に対する設置者の対応を踏まえ、以下 4 点の留意事項を付記。

(1) 当店舗が立地する地域は、県道熊本菊陽線（旧国道 57 号線）と県道託麻北部線が分岐する交通量が多い地域であることから、店舗利用者や出入りする自動車の安全が確保されるように特段努力すること。

(2) 交通渋滞等周辺道路に影響を及ぼす状況が生じた場合には、速やかに関係機関と協議の上、必要な対策を講じること。

(3) 騒音により近隣の生活環境が損なわれることがないように配慮するとともに、近隣の住民から苦情があった場合には、速やかに関係機関と協議の上、必要な対策を講じること。

(4) 緑化実施に当たっては、芝生やフェンス緑化だけでなく、可能な限り樹木（高木・中木・低木）を植栽すること。

〔質 疑〕

「(仮称) スーパーキッド植木店」の新設届出に対する本市の意見（案）

・駐輪場の配置は、駐車台数の確保の兼ね合いもあり、一度配置するとなかなか変えられないのではないのか。店舗入口から遠い位置ではあまり利用されず、店舗入口の付近に設置する方が望ましいと思ったため、指摘事項を出した。（磯田委員）

・店舗の色彩については、相談及び指導は行われているのか。（磯田委員）

・20%というのは、外壁の総面積全体の 20%なのか。（磯田委員）

〔回 答〕

「(仮称) スーパーキッド植木店」の新設届出に対する本市の意見（案）

・外壁面の色彩は、地となっている薄い黄色の部分については、推奨する色彩の数値に合致する。赤色の部分は、推奨する色彩ではないが、全面の 20%までは、コーポレートカラー等でやむを得ず使用する場合は、認めているところ。赤色部分は 20%を下回ることを確認しているため、問題ない。広告の濃い黄色の部分は、推奨する色ではないが、広告の盤面として計算しており、外壁の面積に含んでいない。（都市デザイン課）

・総面積ではなく、外壁面の面ごとに計算を行っている。（都市デザイン課）

〔質 疑〕

「ドラッグコスモス龍田弓削店」の新設届出に対する本市の意見（案）

・交通状況について、開店時や繁忙期よりも、通常期に事故等がおこる可能性があるため、特に注意をしていただきたい。

・留意事項に、「開店後問題が生じた場合」等とあるが、何か問題が生じる前に、行政が状況を確認するような仕組みをつくることが望まれる。その後、大きなトラブル等が生じれば、協議会等を開催する等の対応はできないか。(荒井委員)

・緑化協議時の図面と大規模小売店舗立地法の届出図面に、緑化方法及び緑化面積について齟齬がある。(みどり政策課)

・立面図を確認すると、店舗の色彩が変わったように思うが、経緯等があれば教えてほしい。また、この色彩は市が推奨するものか。(磯田委員)

・県道熊本菊陽線沿いに杉並木が植わっているが、保存樹木等となっているのか。保存樹木等になっていれば、店舗側にもその認識を持っていただきたい。(磯田委員)

[回 答]

「ドラッグコスモス龍田弓削店」の新設届出に対する本市の意見(案)

・大規模小売店舗立地協議会で協議した案件については、店舗を現地確認し、留意事項への対応状況や現況をヒアリングし、次回の協議会にて報告を行っている。引き続き、現地確認及び報告を続けていく。(商業金融課)

・緑化協議を担当する開発業者と、大規模小売店舗立地法を担当するコンサル業者が異なり、図面の共有ができていなかったため、今回のような齟齬が生じた。今後は、緑化協議時の図面と大規模小売店舗立地法の届出図面に齟齬が出ないように、情報共有の徹底に努めていく。(商業金融課)

・色彩が変わった経緯については認識していない。現在の色彩は、市が推奨するものである。(都市デザイン課)

・杉並木に関しては事務局預かりとし、状況が確認でき次第、回答を行う。(商業金融課)

[総 括]

本件について、市の意見はなし。

また留意事項としては本日配布している意見案に記載の内容を設置者へ通知することとする。

※議事内容の一部について、当日の発言に補足を加えている。